平成２２年（フ）第１８６３号
広島県廿日市市天神９番12号
債務者　沖　亜紀子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８３号
広島県尾道市瀬戸田町名荷1224番地１
債務者　河岡　　洋
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第７４２号
高知市朝倉己141番地３　喜ハイツ102号
債務者　眞島　生太
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７５０号
高知市若草町１番11号
債務者　桒尾　昌孝
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７６９号
高知市横浜新町３丁目403番地
債務者　大﨑　咲衣
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５６号
高知市北川添18番11号　アヴァンパルクW棟104号
債務者　石山　　剛
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８５９号
高知市福井町633番地３
債務者　山崎加津子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６１号
高知市葛島１丁目６番37号　インペリアル西本302号
債務者　佐用　　滿
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８６５号
高知市鴨部1072番地２　ウエストタウンモリタ60Ｂ
債務者　髙橋　博史
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８０号
高知市曙町１丁目21番１号　市住38号
債務者　岡部　清子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８３号
高知県南国市駅前町１丁目１番19―403号
債務者　畦田　奉明
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８８６号
高知市長浜4172番地１　改住６号
債務者　鈴見　　幸
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９０２号
高知市東石立町91番地５　川村方
債務者　別府　静子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３６号
福岡県直方市大字下境3152番地
債務者　藤原　周二
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３１号
長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良浦281番地
債務者　川村　靖二
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

平成２２年（フ）第６２５号
大分市大津町２丁目３番２Ａ１―407号
債務者　田嶋奈津枝
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第６９７号
大分市角子原１丁目１番６号　スターリースカイ203
債務者　椎葉　理恵
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第７１３号
大分県別府市大字鶴見3360番地の１　グリーンパーク96Ｅ棟102号
債務者　上村　憲子
1　決定年月日時　平成23年１月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係